

公益社団法人厚木市シルバー人材センター職種班設置に関する要綱

(平成25年4月1日 要綱第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター委員会運営要綱第2条第5項第2号に基づき、公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の基本理念「自主・自立、共働・共助」のもと、発注者のニーズに的確かつ柔軟に対応し、顧客満足度の向上を図るため、職種班の設置と運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 職種班は、次のとおりとする。

- (1) 管理班（公民館を除く管理群）
- (2) 公民館管理班
- (3) 家事援助班
- (4) 植木班
- (5) 除草班
- (6) 襖班

2 職種班は、必要に応じて設置し、及び改廃することができる。

3 職種班にグループを設置することができる。

(班長等の設置)

第3条 職種班に班長及び副班長を置くことができる。

2 グループにリーダーを置くことができる。

(班長等の選任及び任期)

第4条 班長は各職種班1名とし、班員の互選により選出し、理事長が委嘱する。

2 副班長は、各職種班若干名とし、班員の互選により選出し、理事長が委嘱する。

3 リーダーは、各グループ1名とし、グループ内で互選により選出する。

4 班長、副班長及びリーダーの任期は、センター定款第26条の規定を準用する。

5 補欠の班長、副班長及びリーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

(班長等の任務)

第5条 班長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 班員の意見等のとりまとめ
- (2) センターからの連絡事項の伝達
- (3) センターが組織として取り組む各種活動への協力
- (4) 職種班会議及びリーダー会議の開催、班員の親睦・交流及びボランティア活動を含めた活動
- (5) その他職種班活動に必要な事項

2 副班長の任務は次のとおりとする。

(1) 副班長は班長の任務を補佐し、班長に事故あるときは、その任務を代理する。

3 リーダーの任務は次のとおりとする。

(1) 作業計画の周知及び安全就業・適正就業・環境保全の徹底

(2) 班長からの連絡事項の伝達及び就業状況の報告

(3) 新人会員の育成及び教育

(4) グループ内の意見等の取りまとめ

(5) 各種講習会への支援

(6) その他職種班活動に必要な事項

(会議)

第6条 職種班内の情報交換等を行うため、班員で構成する職種班会議及びリーダーで構成するリーダー会議を開催することができる。

2 職種班会議は、班長が招集し、年1回以上開催する。

3 リーダー会議は、必要に応じて班長が招集し開催する。

(経費)

第7条 班長、副班長及びにリーダーがその任務を行うために必要な費用は、予算の範囲内で交付する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 公益社団法人厚木市シルバー人材センター職種グループ設置等に関する要綱は、廃止する。